

令和6年度第2回愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金専門部会 議事録

日時

令和6年10月8日(水) 14:52~16:49

場所

松山若草合同庁舎共用大会議室
(松山市若草町4番地3松山若草合同庁舎7階)

出席者

公益代表委員

森本部長、園田部長代理、武井委員

労働者代表委員

白石委員、三好委員

使用者代表委員

丹沢委員、出島委員、森川委員

事務局

佐藤労働基準部長、三好賃金室長、渡邊賃金指導官、河端賃金係長

議題

- 1 開 会
- 2 資料説明
- 3 金額審議
- 4 その他
- 5 閉 会

議事

賃金室長

各委員の皆様方には、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日は、労働者側代表の西委員が御欠席ですが、8名の委員が出席されていますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数に達しており、本日の専門部会は有効に成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、森本部長、これからの議事進行よろしくお願いたします。

森本部長

各委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

部会長の森本でございます。これからの円滑な審議につきまして、各委員の皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

ただ今から、第2回愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は金額審議を行いますので、第1回合同専門部会で決定しましたとおり、会議は非公開とします。

議事に入る前に、公益委員からお願いがございます。

第1回合同専門部会で、御説明させていただきましたが、確認事項について改めて申し上げます。

特定最賃の審議におきましては、労使のイニシアティブにより、全会一致で結論が得られますよう、御協力をお願いいたします。

これから行っていただく審議は、「改正の必要性有り」を前提とした審議となりますので、現行の金額から1円以上引き上げること、かつ地域別最低賃金額を1円以上、上回る必要があります。このため御主張にあたっては、現行の特定最低賃金額の引上げの金額に関する意見・考え方に重点をおいていただければと思います。

それから、愛媛県最低賃金の引上げ額や引上げ率がそのままこの特定最賃に影響するものではないということにも御留意をお願いします。

紙、パルプ産業における実態がわかるような具体的な資料がございましたら、これをお示しいただきながら、金額提示をいただきたいと思います。

労使の御主張につきましては、聞き間違いや記録誤りを防ぐため、意見や考え方について、主要な部分だけでも結構ですので、先ほどの関係資料と併せまして、公益委員と事務局へ書面で御提出いただきましたら、幸いです。御協力をお願いいたします。

それでは、議事項番2「資料説明」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

賃金室長

1ページの資料 1を御覧ください。愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金専門部会委員名簿になりますので、御確認ください。

3ページの資料 2を御覧ください。

愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金の年次別推移表でございます。

昨年度は29円の引上げで、現在1,006円となっており、一覧表には、時間額、引上額、引上率に加え、未満率と影響率をお示ししております。

4ページは、未満率と影響率のイメージ図です。未満率は、現行の最低賃金1,006円を下回る労働者の割合、影響率は、改正後の最低賃金を下回ることとなる労働者の割合を図で示しております。

5ページは、時間額と引上率の推移に関するグラフとなっております。

折れ線グラフは最低賃金額の推移で、赤で表示しておりますのがパルプ、紙製造業最低賃金で、青で表示しておりますのが地域別最低賃金となっております。

棒グラフは左側の濃い水色で示したものがパルプ、紙製造業最低賃金の引上率で、右側の水色で示したものが地域別最低賃金の引上率です。

7ページの資料 3を御覧ください。愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金の適用範囲を

示したものになります。適用する使用者、適用する労働者などを示しております。

9ページの資料 4を御覧ください。

こちらは、令和6年度最低賃金基礎調査結果になります。

毎年6月に実施しております愛媛県最低賃金及び各特定最低賃金の改正決定に必要な調査結果を取りまとめたものになります。

パルプ、紙製造業については、2 調査対象産業・事業所の表に示しておりますとおり、事業所規模100人未満の事業所を調査対象としております。

11ページを御覧ください。

(1)特性値の推移について、過去5年間の調査結果を示しております。

表の左の方に「中位数」、「第1・4分位数」、「第1・10分位数」、「第1・20分位数」という項目があります。「中位数」は、各労働者を賃金額に低い順に並べて、ちょうど真ん中にあたる労働者の賃金額を表し、今年度は1,400円となっております。16ページに茶色で示されております。

「第1・4分位数」は、25%値とも言われておりまして、賃金額の下位から4分の1、いわゆる25%にいる労働者の賃金額で、今年度は1,262円となっております。16ページにオレンジ色で示しております。

「第1・10分位数」は、10%値とも言われておりまして、賃金額の下位から10分の1、いわゆる10%にいる労働者の賃金額で、今年度は1,213円となっております。16ページに緑色で示しております。

「第1・20分位数」は、5%値とも言われ、賃金額の下位から20分の1、いわゆる5%にいる労働者の賃金額で、今年度は1,166円となっております。こちらは15ページに水色で示しております。

各特性値の推移をグラフに表しており、今年度は、全ての特性値において、上昇している状況となっております。

(2)は、第1・20分位数と最低賃金額との差を示した表になります。

(3)は、未満率と影響率を示した表になります。

(4)は、改正された特定最低賃金と地域別最低賃金の比率を示した表で、この比率は「優位率」とも言われております。

12ページを御覧ください。こちらは、パルプ、紙製造業の総括表です。

先ほど説明した「中位数」、「第1・4分位数」、「第1・10分位数」、「第1・20分位数」の位置を色分けしております。

12ページから16ページの総括表の(1)は規模別と男女別で示しており、17ページから21ページの総括表(2)は年齢区分別で取りまとめています。

次に22ページを御覧ください。

パルプ、紙製造業の「最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表」です。

最低賃金額をいくら引き上げると何名の労働者が影響を受けるかを示した表です。例えば、22ページの表の項番24を見ていただきますと、最賃額を24円引き上げて1,030

円となり、0.66%、2名の労働者に影響が出てくることとなります。ただ、この表を見ていただきますと、影響率については、0.66%の2名は、9円の引上げを境に、99円までも影響率は変わらないことになっております。

次に25ページの資料5、33ページからの資料6は、日銀松山支店と愛媛労働局が定期的に公表している最新統計資料です。

資料5は、2024年9月の企業短期経済観測調査の概要となっております。

26ページに「業況判断」が記載されております。「良い」から「悪い」を減じた数値が「%ポイント」で示されており、マイナスは黒三角で表示されております。

愛媛県の業種別状況をまとめた表を御覧いただきますと、前回調査対象の2024年6月の最近と比べて、2024年9月の最近は、全産業で0ポイント、製造業で4ポイント改善する中、「紙・パルプ」は25ポイントで改善している状況となっております。

2024年9月調査の先行きの変化幅を見ていただきますと、全産業で6ポイント悪化、製造業でも8ポイントの悪化ということで、紙・パルプも16ポイントの悪化となっております。

33ページの資料6は、令和6年10月1日に愛媛労働局が発表した令和6年8月分の管内の雇用失業情勢として、ハローワークにおける求人倍率等の指標になります。

最新の数値である令和6年8月の有効求人倍率は、1.34倍と前月より0.01ポイント上昇しており、全国の1.23倍を上回っています。

次に35ページの「雇用失業情勢判断」ですけれども、求人が求職を上回って推移しているものの、持ち直しの動きにやや弱さがみられ、今後も物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要があるとされています。

資料の説明は以上でございます。

森本部長

ただ今の説明について、何か御質問等があればお願いいたします。

(質問等なし)

森本部長

それでは、続いて議事項番3「金額審議」に入ります。

(以降具体的な金額審議)

労働者側(1回目)

特定最低賃金は地域別最低賃金と異なり、労使のイニシアティブにより産業の適正な賃金相場をつくるという役割があり、最低賃金法が規定する公正な競争の確保に資するものとする。

愛媛県の基幹産業として将来を担う優秀な人材の確保のため、また、中小・零細企業における従業員の労働条件の底上げのため、特定最低賃金はパルプ・紙産業にふさわしい水準への引上げが重要である。

パルプ・紙産業は多様な製品を製造し、各種産業活動や家庭生活を支えるとともに、古紙利用の促進や植林事業などによる資源の有効活用を通じて、リサイクル先進産業としての役割を備えている。

今年の春闘では、5%を超える高い水準で賃金改善がなされており、団体交渉の補完機能として賃金の底上げを図るためにも、特定最低賃金の引き上げは重要である。

愛媛県の個人消費は、物価上昇の影響を受けつつも緩やかに回復している。有効求人倍率は、1.33倍であり、人材不足が課題となっている。生鮮食品を除く消費者物価指数は、前年を上回っている。

近年、労働条件の良い他の特定最低賃金の製造業への人材流出に歯止めがかからず、人材不足への危機感が増している。また、新卒採用活動も生産人口年齢の減少等により、各社難航していると聞いている。

今年の春闘の動向は、月の所定労働時間を2022年実施の賃金構造基本統計調査の全国平均165時間を見た場合、令和6年民間主要企業集計で時給106円、紙・パルプの民間主要企業で時給81円、連合愛媛全体で99円、地場主要企業で83円、紙・パルプ製造業で70円の賃上げが行われた。

愛媛県の常用的パートタイム労働者の求人募集賃金は、2024年6月で上限平均額が1,158円、下限平均額が1,049円で、現行のパルプ紙製造業最低賃金1,006円を上回っている。

以上の主張を踏まえ、賃上げの実績に基づき、現行の紙・パルプ製造業特定最低賃金から70円引き上げた1,076円（引上げ率6.96%）を提示した。

使用者側（1回目）

紙・パルプ製造業界の上場企業25社の直近四半期の営業利益は、昨年の値上げの反動による需要減もあり、前年同四半期比較で103億2,300万円の大幅な減益となった。また、減益となっている社数も前年の9社から13社に増えており、紙・パルプ業界を取り巻く環境は全く楽観視できない状況となっている。

2023年の紙・板紙の内需推移は、ピーク時の2000年と比較して68%まで減少し、対前年比でも94%に減少している。2024年の紙・板紙の生産量は、ピーク時の2000年と比較して67%まで減少し、対前年比でも97%に減少する見込みである。

紙・板紙の内需の減少に伴い、紙・板紙合計の生産量も減少している。内需減少分を輸出で補ってきたが、アジア圏の需要低迷、市況悪化が影響し、大幅減となっている。

紙・板紙の内需減少による生産減少に伴い、紙・パルプ業界では工場閉鎖、マシン停止を行っている。2024年に発表された6マシンの停止は、生産能力482,000t/年となる。加えて現在稼働しているマシンについても、一部計画停止による生産調整を行っており、フル操業とは言い難い状況となっている。

2023年以降は円安、原油高基調が継続している。紙・パルプ各社は生産に必要な木質チップや石炭、重油、天然ガスを輸入に頼っており、このまま継続すると下期以降の収益悪化につながる。大手製紙メーカーで「1円円安になると収益が約5～10億円減少する」と言われている。直近2か月は円高に振れているものの、最円安を記録したのが今年6月であり、これまでの推移を見る限り予断は許されない。

民間主要企業の妥結額・賃上げ率の平均数値と、紙・パルプ業界の妥結額・賃上げ率の平均数値を比較すると、紙・パルプ業界は主要企業の平均よりもずっと低い状況が継続している。

このように、人口減少による紙・板紙の内需が減少していること、円安・原燃料の高騰が継続していること、今後も紙・板紙の内需が減少することが避けられないこと、紙・パルプ業界全体の賃上げ率が民間主要企業の平均値よりも低いなどの状況の中、愛媛県は他県と比較して特定最低賃金が既に十分高い水準となっていることから、現状の1,006円より大幅な引き上げはすべきでないとする。

以上の主張を踏まえ、賃金改定状況調査第4表 Bランクの一般パート計2.4%の引上げが妥当として、現行の紙・パルプ製造業特定最低賃金から24円引き上げた1,030円（引上げ率2.39%）を提示した。

（双方からこれ以上の金額提示はなく、全体協議を再開することに一同同意）

森本部長

お待たせしました。全体会議を再開いたします。

本日は具体的な金額提示をいただきながら審議を行いました。労使の意見の一致に至りませんでした。

労使各側の隔たりが大きいため、今回の結果をお持ち帰りいただき、次回に臨んでいただきたいと思っております。

また、次回は、全会一致による結論が得られますよう、御協力をお願いします。

それでは、続いて議事項番4「その他」に入ります。

事務局から次回の日程等のお知らせがあります。

賃金室長

次回第3回専門部会は、10月21日（月）午後3時00分からとなっております。

会場は、松山若草合同庁舎6階の労働局第一会議室となりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

森本部長

他になければ、以上を持ちまして第2回専門部会を終了いたします。

皆様、お疲れ様でした。